

津市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 0 号

津市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年津市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第 2 条 法第 7 5 条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（第 1 号様式）の集合物とする。

(開示請求書等)

第 3 条 法第 7 7 条第 1 項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第 2 号様式）によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）第 2 2 条第 3 項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、開示請求に係る委任状（第 3 号様式）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第 4 条 法第 8 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 法第 8 2 条第 1 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第 4 号様式）
- (2) 法第 8 2 条第 1 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の一部を開示

する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（第 5 号様式）

- (3) 法第 8 2 条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（第 6 号様式）

（写しの交付及び送付に要する費用）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 本市の設置する複写機により写しを作成する場合及び本市の設置する印刷機により用紙に出力する場合（日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙に出力する場合に限る。） 白黒で複写し、又は出力する場合にあっては 1 枚につき 1 0 円、カラーで複写し、又は出力する場合にあっては 1 枚につき 2 0 円（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚とする。）
- (2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。第 1 0 条において同じ。）により複製を作成する場合 当該複製に要する実費
- (3) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、文書の写しの交付を受ける前に、事務所における開示の実施にあっては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあっては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第 2 8 条第 4 項後段の規則で定める方法は、納付書、郵便為替、現金書留又は郵便切手で納付する方法とする。

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第 7 号様式）によるものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第 7 条 条例第 6 条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第 8 号様式）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第 8 条 市長は、法第 8 5 条第 1 項の規定により事案を移送する場合は、移送

をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（第 9 号様式）を交付するものとする。

- 2 法第 8 5 条第 1 項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第 1 0 号様式）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第 9 条 法第 8 6 条第 1 項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、自己情報の開示に係る意見照会書（第 1 1 号様式）によるものとする。

- 2 法第 8 6 条第 2 項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（第 1 2 号様式）によるものとする。

- 3 法第 8 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第 1 3 号様式）を提出して行うものとする。

- 4 法第 8 6 条第 3 項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（第 1 4 号様式）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第 1 0 条 法第 8 7 条第 1 項の規定により、市長が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

- (1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

- (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるものの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第15号様式）によるものとする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第16号様式）によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、訂正請求に係る委任状（第17号様式）によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（第18号様式）

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（第19号様式）

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第20号様式）によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第21号様式）によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第16条 市長は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移

送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（第 22 号様式）を交付するものとする。

2 法第 96 条第 1 項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第 23 号様式）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 17 条 法第 97 条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（第 24 号様式）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第 18 条 法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第 25 号様式）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第 98 条第 1 項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第 29 条において準用する令第 22 条第 3 項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、利用停止請求に係る委任状（第 26 号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第 19 条 法第 101 条第 1 項又は第 2 項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 101 条第 1 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（第 27 号様式）

(2) 法第 101 条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第 28 号様式）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第 20 条 法第 102 条第 2 項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第 29 号様式）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第 21 条 法第 103 条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る

通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第 3 0 号様式）によるものとする。

（審査会への諮問）

第 2 2 条 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問は、諮問書（第 3 1 号様式）によるものとする。

2 法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（第 3 2 号様式）によるものとする。

附 則

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 津市個人情報保護条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 4 号）は、廃止する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

第 2 号様式（第 3 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒

住所又は居所

請求者 氏 名

電 話

個人情報の保護に関する法律第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の記録の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）		
請求者の区分等 （□の中にレ印を付けてください。）	☐ 本人 ☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人） ☐ その他の代理人	
本人の状況等 （代理人が請求する場合にのみ記入してください。 本人の状況の□の中にレ印を付けてください。）	本人の状況	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ その他の代理人委任者
	本人の住所 又は居所	
	本人の氏名	
求める開示の実施方法 （本欄の記入は任意です。） （□の中にレ印を付けてください。）	☐ 事務所における開示を希望する。 （実施の方法 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他（ ）） ☐ 写しの送付	
備考		

- （注） 1 請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼り付けたものの提示又は提出が必要です。
- 2 法定代理人による請求の場合には、1 の書類のほか、戸籍謄本その他の当該法定代理人であることを証する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 その他の代理人による請求の場合には、1 の書類のほか、委任状の提出が必要です。
- 4 備考欄は、記入しないでください。

第3号様式（第3条関係）

開示請求に係る委任状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限りです。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第 4 号様式（第 4 条関係）

保有個人情報開示決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期 間： 月 日から 月 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までを除く。） 時 間： 場 所： (3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
備 考	

- (注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を担当者に提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人であることの確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を担当者に提示してください。

第 5 号様式（第 4 条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり部分開示することに決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期 間： 月 日から 月 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までを除く。） 時 間： 場 所： (3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用
備 考	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を担当者に提示してください。

2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人であることの確認をしますので、備考の欄に記載されている書類を担当者に提示してください。

第 6 号様式（第 4 条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	
備 考	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式（第 6 条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、津市個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延 長 後 の 期 間	日 (開示決定等の期限 年 月 日)
延 長 の 理 由	

第 8 号様式（第 7 条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、津市個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条 例 第 6 条 の 規 定 （開示決定等の期限 の特例）を適用する 理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分につ いて開示決定等を行い、残りの部分については、 次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

第 9 号様式（第 8 条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

（記 号 番 号）
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示請求者氏名 等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： （代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ その他の代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添 付 資 料 等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

第 1 0 号様式（第 8 条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部課室名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備 考	

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

自己情報の開示に係る意見照会書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報
情報の保護に関する法律第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当
該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8
6 条第 1 項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるとき
は、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してく
ださい。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないも
のとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人 情報に含まれている に関する 情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先	部課室名： 連 絡 先：
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	

第 1 2 号様式（第 9 条関係）

意見照会書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定に基づき、意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する 情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先	部課室名： 連絡先：
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	

第 1 3 号様式（第 9 条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

氏名

（ 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 ）

電話

年 月 日付け（記号番号）で照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示についての 意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	
備 考	

第 1 4 号様式（第 9 条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

から 年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開 示 決 定 を し た 日	年 月 日
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
備 考	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 5 号様式（第 1 1 条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒
住所又は居所
請求者 氏 名
電 話

個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付：

文書番号：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	実 施 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成等に要する費用の納付が必要になります。

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 時 分
午後

4 写しの送付の希望の有無

〔 有 ：写しの送付に要する費用の額 円 〕
無

第 1 6 号様式（第 1 2 条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所又は居所

請求者 氏 名
電 話

個人情報の保護に関する法律第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日 付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）	
請求者の区分 （□の中にレ印を付けてください。）	☐ 本人 ☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人） ☐ その他の代理人	
本人の状況等 （代理人が請求する場合にのみ記入してください。 本人の状況の□の中にレ印を付けてください。）	本人の状況	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ その他の代理人委任者
	本人の住所又は居所	
	本人の氏名	
備考		

- （注）1 請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼り付けたものの提示又は提出が必要です。
- 2 法定代理人による請求の場合には、1 の書類のほか、戸籍謄本その他の当該法定代理人であることを証する書類の提示又は提出が必要です。
- 3 その他の代理人による請求の場合には、1 の書類のほか、委任状の提出が必要です。
- 4 備考欄は、記入しないでください。

第 1 7 号様式（第 1 2 条関係）

訂正請求に係る委任状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 3 0 日以内に作成されたものに限りです。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第 18 号様式（第 13 条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

津市指令（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
備 考	

※ 一部を訂正する場合

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 19 号様式（第 13 条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
備 考	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 0 号様式（第 1 4 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 4 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延 長 後 の 期 限	日 (訂正決定等の期限 年 月 日)
延 長 の 理 由	

第 2 1 号様式（第 1 5 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 5 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
法第 9 5 条の規定（訂 正決定等の期限の特例） を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 2 2 号様式（第 1 6 条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送書

（記 号 番 号）
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者氏名 等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： （代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ その他の代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添 付 資 料 等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

第 2 3 号様式（第 1 6 条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部課室名： 担当者名： 所 在 地： 電話番号：
備 考	

第 2 4 号様式（第 1 7 条関係）

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

津市長 （氏 名） 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
備 考	

第 2 5 号様式（第 1 8 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒

住所又は居所

請求者 氏 名
電 話

個人情報の保護に関する法律第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開 示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の日 付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨 及び理由	（趣旨） ☐ 法第 9 8 条第 1 号該当→ ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 法第 9 8 条第 2 号該当→提供の停止 （理由）	
請求者の区分等 （ ☐ の中にレ印を付け てください。）	☐ 本人 ☐ 法定代理人（ ☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人） ☐ その他の代理人	
本人の状況等 （代理人が請求する場 合にのみ記入してく ださい。 本人の状況の ☐ の中 にレ印を付けてくだ さい。）	本人の状況	☐ 未成年者 ☐ 成年被後見人 ☐ その他の代理人委任者
	本人の住所 又は居所	
	本人の氏名	
備 考		

- （注）1 請求の際には、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書
であって本人の写真を貼り付けたものの提示又は提出が必要です。
- 2 法定代理人による請求の場合には、1 の書類のほか、戸籍謄本そ
の他の当該法定代理人であることを証する書類の提示又は提出が必要
です。
- 3 その他の代理人による請求の場合には、1 の書類のほか、委任状
の提出が必要です。
- 4 備考欄は、記入しないでください。

第 26 号様式（第 18 条関係）

利用停止請求に係る委任状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付する。

第 2 7 号様式（第 1 9 条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
備考	

※ 一部の利用停止の場合

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 28 号様式（第 19 条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 9 号様式（第 2 0 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延 長 後 の 期 間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延 長 の 理 由	

第 3 0 号様式（第 2 1 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 3 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利 用停止決定等の期限の特 例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期 限	年 月 日

第 3 1 号様式（第 2 2 条関係）

諮 問 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（宛先）津市情報公開・個人情報保護審査会会長

津市長 （氏 名） 

次のとおり審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律第
1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

区 分	☐ 開示 ☐ 訂正 ☐ 利用停止等	
審 査 請 求 の 年 月 日		
審 査 請 求 の 趣 旨		
審査請求に係る 開示決定等、訂 正決定等、利用 停止等決定等又 は開示請求、訂 正請求若しくは 利用停止等請求 に係る不作為	種 類	
	審査請求に係る 保有個人情報の 名称等	
事 務 担 当		
備 考		

第 3 2 号様式（第 2 2 条関係）

諮問通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付け津市長に対する審査請求について、次のとおり津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 （訂正決定等、利用停止決定等）	
審 査 請 求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮 問 日 ・ 諮 問 番 号	年 月 日 ・ 諮問第 号
備 考	